

招集期日 平成24年6月15日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 6月15日（金曜日）午前 9時35分

閉 会 6月15日（金曜日）午前11時27分

出席委員	委員長	永澤美恵子	副委員長	小島清人
	委員	小出亘	委員	安道佳子
	委員	堤利夫	委員	宮岡幸江
	委員	宮岡治郎		

欠席委員 なし

説明のため出席した職員	市民部長	福祉部長
	教育総務部長	生涯学習部長
	関係職員	

委員会に出席した事務局職員 町田秀紀 佐藤大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時35分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、委員長より申し上げます。

議案第40号 入間市子ども医療費の支給に関する条例についてまとめた資料が福祉部から提出されましたので、お手元にご配付いたしました。

なお、この資料に関する質疑は、議案第40号の審査の際にお願いいたします。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、補正予算1件の計3件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第39号、40号の条例の審査を行い、次に議案第45号の補正予算の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は、ただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

暫時休憩いたします。

午前 9時36分 休憩

午前 9時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第39号 入間市印鑑条例等の一部を改正する条例

委員長 議案第39号 入間市印鑑条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

市民部長 議案第39号 入間市印鑑条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を申し上げます。

この条例は、平成24年7月9日、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、所要の5条例の改正を行うものであり、あわせて条文の整備を行うものでございます。

入間市印鑑条例の一部改正の主な内容は、第2条、登録資格、第4条、登録申請の確認、第6条、登録印鑑の制限で、外国人登録法の廃止に伴う条文の削除を行い、同じく第6条及び第7条、印鑑登録原票、第14条、登録事項の修正、第15条、印鑑登録の抹消で、外国人住民の通知書及び併記名について明文化するものでございます。そのほかは常用漢字の適用と条文の整備を行うものです。

次に、入間市葬祭条例、入間市敬老祝金支給条例、入間市下水道条例の3条例の一部改正につきましては、外国人登録法の廃止に伴う条文の削除を行うものです。また、入間市手数料条例の一部改正につきましては、外国人登録に関する証明がなくなるため、当該手数料の廃止を行うものです。

なお、この条例は、平成24年7月9日から施行したいものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。質疑を願います。

宮岡治郎委員 直接担当ではないかもしれませんが、入間市の人口統計などの出し方の手順とか何か、または本当に統計数字それ自体に何か影響が出てくるということはあるんですか。

市民課長 現在、入間市の人口をあらわすときに、住民基本台帳人口と外国人登録人口ということで2つに分けているのですが、今回からは恐らく実際部門が企画の統計のほうでやっているものですから、その辺はちょっとまだはっきりわからないのですが、今後それをどうするかというのを恐らく住民基本台帳人口として一本化されますので、その総数の中に入るような形になると思います。そのほかに部分的に外国人は何名という形で、別の部分で把握するような形に恐らくなると思います。

宮岡幸江委員 総括のときに、外国人数は6月1日現在で1,521人という数字だったのでしょうか。のような気がしたのですが、そのときに男女数は出ていたのですが、世帯数は出ていたのですが、年齢的なあれはわかれば教えてください。例えば、高齢が多いのか、若い人が多いのか、そのくらいでも結構なのだと思います。

市民課長 国別とかそういうのはわかるのですけれども、年齢別というのは、ちょっと下に行くと資料的に何歳から何歳というのはあるのですけれども、ここにちょっと資料持ち合わせていないものですから、もし必要であれば、今、下へ行ってちょっと見てきますけれども、年齢層としては、外国人の方でも、その辺ちょっと、やはり見ないとわからないのですけれども。申しわけないです。

宮岡幸江委員 今、人数が1,500人ですから、人数的には大した予算というか、財政とかそういうことには余り関係ないとは思いますが、例えば敬老祝金等が出ますよね。今度が出るということになるので判断していいわけですよ。

市民課長 敬老祝金に関しては、高齢者福祉課のほうで一応所管になっていますので、ちょっと詳しいことはわからないのですけれども、現在でも外国人の方に一応敬老祝金のほうは支給されております。人数がたしか17人ぐらい該当になると思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第39号 入間市印鑑条例等の一部を改正する条例について採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時44分 休憩

午前 9時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第40号 入間市子ども医療費の支給に関する条例及び入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第40号 入間市子ども医療費の支給に関する条例及び入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 それでは、提案の理由を申し上げます。

議案第40号 入間市子ども医療費の支給に関する条例及び入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、入院に係る子ども医療費の支給及び入院時の重度心身障害者食事療養標準負担額の全額助成について、対象年齢を「9歳まで」から「15歳まで」に拡大し、あわせて条文の整備をするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以降の医療から適用したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 総括質疑の中で県内全域の状況などもあったので、全体的には把握できているのですが、そうしますと、今回、4月1日に遡及して支給というふうな形になりますと、平成24年度の予算はどのようになるのでしょうか、今回の補正でどのようになるのか、金額をお願いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成24年度の当初予算におきましては、小学校3年生までの入院分と通院分の扶助費を予算計上させてもらっております。これが総額で2億8,794万4,000円、こちらのほうは当初予算のほうに計上した額でございます。このたび提案させてもらっております入院分を小学校4年生から中学校3年生まで拡大するというようなことで、これにつきましては総額で約1,600万円、この部分を今回、補正予算のほうで計上のほうをさせていただいてございます。

以上です。

安道委員 わかりました。それで、この間、医療費が伸びることが不安材料だなんていう話もあったわけですが、平成23年度については医療費の総額はどのようになったのでしょうか。まだ決算が出ていない状態、そろそろ出ているのかなと思うのですが、総額どのようになったのか。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成23年度の決算見込みでございますが、平成23年度につきましては、昨年4月から、やはり通院分を1学年拡大しましたので、前年の平成22年度よりは増額となっております。今回、平成23年度の決算見込みですと、2億4,695万8,525円といったような決算見込みをさせていただいてございます。

以上でございます。

安道委員 済みません。そうしますと、申しわけありませんが、平成22年、21年度決算の額、今わかれば、済みません。あわせてお願いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成22年度の決算額につきましては2億2,147万2,831円でございます。

前々から通院分を1学年拡大すると約2,600万円程度かかるということで、この差が1学年年齢を拡大した関係で約2,500万ちょっとふえているというような状況でございます。

堤委員 今回、年齢拡大することによる対象者というのは8,500人というように総括でも説明されましたけれども、この家庭への通知方法については、どういう方法で通知するのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、まず初めに7月15日号の「広報いるま」、また公式ホームページのほうに年齢拡大につきまして今定例会でお認めをいただきましたら、掲示のほうをさせていただくとともに、対象者約8,500名、4月1日のときに確認しておりますので、この方々には通知のほうを個人個人に出させて、周知徹底をしていきたいと思っております。

堤委員 その際、4月1日に遡及しての対象拡大なので、その内容はデータというのはあると思うのです。その対象者には還付請求ができるわけなので、一緒にその請求書の送付というのも行われるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 一応4月1日に遡及適用となりますので、当然もう既に4月に入院された方もいらっしゃるかと思います。そういった方も含めまして、この通知をするに当たりまして、周知の通知の中に4月以降、現在まで既に入院診療を受けた方につきましては医療費の申請ができますよという旨を記載のほうをさせていただきたいと思っております。その中で、当然既に医療費を払っていますので、領収書とレシートをお持ちかと思っております。これをもとに子ども医療費の支給申請書という様式がございます。こちらのほうでご申請をいただいた後に、後日、うちのほうから還付するといったような手続をとりたいと思っております。

堤委員 確認ですけれども、ではその還付請求の書類が同封されるということでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 現時点では、既に4月以降入院された方の把握ができませんものから、通知を出す際に申請をしてくださいというような旨をお知らせするのみで、個々にの申請書の同封はしない予定でございます。

堤委員 きょう配られた資料の中の最後の行に、レセプトの内容で容易に判断できるということなので、対象者についてはあらかじめ把握できるわけでしょう。

福祉部参事兼児童福祉課長 児童福祉課のほうですとレセプトが来ないものですから、その対象者の把握はできません。当然レセプトというのは、医療機関のほうから、例えば国民健康保険ですと埼玉県国民健康保険団体連合会のほうにこのレセプトのほうが行きます。その内容を連合会のほうで審査します。また、社会保険の場合には、社会保険診療報酬支払基金というのがありまして、その中でこのレセプトの内容が適正かどうかの確認をしますので、そのレ

セプトは市のほうには、児童福祉課のほうには来ないものですから確認ができないということで、ここに書いてありますのは、例えば領収書をなくしてしまった場合ですとか、そういったときに申請をいただいたときに、うちのほうから医療機関にお問い合わせをしまして、総医療費ですとかそういったことを確認をさせていただくというような手続になろうかと思えます。

堤委員 原課にはそういったデータがないということであっても、医療を受けたレセプトを点検した機関についてはそういったデータはあるわけなので、そこから取り寄せて該当者には事前に請求権が発生するわけなので、同封するほうが該当者については利便性が高まるのではないのでしょうか。例えば、請求ができるという通知をもらって確認しますよね。そうすると、1回役所へ来なければいけないということ。その場で書き込むことが可能かどうかわかりませんが、場合によってはそれを1回自宅に持ち帰って、必要事項を書き込んで、領収書を添付して、もう一回役所へ来るといふ、そういう二重の手間がかかるわけですよね。あらかじめ行政機関でそういった情報がとれるかどうか私わかりませんが、もしとれるとなれば、該当者がその段階ではっきりするわけですよね。そうすると、自宅にその請求書を郵送すれば、自宅で記入して、役所に届ける手間というのは一度で済むわけですね。そういったことは行政サービスとして当然必要な事項ではないかと思うのですが、物理的に無理なのではないでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 当然社会保険診療報酬支払基金のほうですと、入間市の患者さんのみのレセプトを扱っているわけではなくて、ひいては県内、関東一円の、例えば社会保険診療報酬支払基金のエリアのものを扱っていますので、何十万といったようなレセプトが毎月毎月来ていると思うのです。その中から入間市のAさん、Bさんを照会を出して確認させていただきということですが、まずそれは相手も協力のほうはしてくれないのではないかなと思っております。

それから、確かに請求書を例えば市にとりに来て、自宅で書いて、また提出する。二重の手間かなというようなことはございますけれども、これは例えば通院分の市外の医療機関にかかった場合にも、申請者の方につきましてはそういった形で手続のほうをしていただいておりますので、同じような考え方で進めてさせていただきたいなと思っております。

以上です。

宮岡幸江委員 今回の改正の理由の中で、県の支給事務監査の口頭指示要望事項があつてということでご説明いただいたと思うのですが、これはいつごろで、もうちょっと細かく、この5項目のことに言われているのか、その辺のことをもうちょっと詳しくお聞きしたいのですが、

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、本年の1月に県のほうの指導監査がございました。

その中で3点ほど口頭の指導を受けました。

まず、1点目としましては、入間市の市内医療機関にかかった場合に、通院分、窓口での支払いがないということで、現物給付の方式をとってございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、埼玉県国民健康保険団体連合会ですとか、社会保険診療報酬支払基金、こちらのほうが支給事務の一部を行っていただいているわけなのですけれども、そちらのほうにこの事務の委託を市のほうからしてございます。実際にこれらを委託すべきことの文言が条例の中にないということから、この規定を追加しなさいといったような口頭指示がございまして、今回、改正のほうをさせていただいたものでございます。

2点目につきましては、支給金の返還規定ということで、これにつきましては他の法令等により医療費の支給を受けた、例えば社会保険ですと付加給付金という制度がございまして、これはある一定の金額を超えた場合には、健康保険のほうから支給されるというものがあつて、この部分が子ども医療費と重複してしまうことがありますので、それらを返還していただく場合に、この規定がないということで、これらのものを追加したということでございます。

それからもう一点が、権利譲渡禁止の規定でございまして、これについては、医療費の支給を受ける権利を譲渡し、または担保に給することを禁止するといったような条文がないものですから、これを追加させていただいたというようなことで、より一層条例整備をし、充実させるということでございます。

以上です。

宮岡幸江委員 わかりました。そうすると、今回の入院分に係る対象年齢が9歳から15歳までの拡大についてなのですけれども、これは医療費基金ができたので、6月からというようなことのように私は理解したのですけれども、今、お話もいろいろ出ていましたけれども、6月でやるということは、事務的なことや、それからそれに係る費用等を考えれば、4月にできなかったことのその理由というのでしょうか、それから審議会等もありますよね。審議会、私たち議会もそうなのですけれども、突然ここに出された感があるのです。これっていうのは、やはりそういうふうないろいろな事務的なことも含めて、もうちょっと計画的なことはできなかったのか、その辺の検討というのはどういうふうに行われていたのか伺いたいのですけれども。

福祉部参事兼児童福祉課長 先ほど申し上げましたが、この4月から通院分につきまして、小学校3年生まで1学年拡大をさせていただきました。これにつきましては、昨年度の予算編成時におきまして、既に前回の児童福祉審議会等の答申の中から順次年齢拡大をしていきましようよというようなことから、予算のほうにも計上のほうをさせていただいたものでございます。

しかしながら、年度末におきまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金というのをいただ

いておるわけなのですけれども、これの制度が変わりまして、今まではハードの事業といいまして、道路の整備ですとかそういったものにこれを使いなさいよというような防衛のほうからのお話があったものが、ソフトな事業、今回のような子ども医療費の一部に充当してもいいよというような改正がございまして、この3月の議会におきまして子ども医療基金を設置をさせていただきました。その中にこの調整交付金を積み立てて、今後の子ども医療費の支出に充てていきますというふうなことから、急遽この基金の設置をいたしまして、当然過去から市民の方、また議会の議員の皆様方から要望がありまして年齢の拡大というようなことがありましたので、急遽内部のほうでも検討いたしまして、この調整交付金を活用して、とりあえず中学校3年生までの入院分について財源的なものが確保できるというような見通しが立ったものですから、児童福祉審議会のほうに諮問をさせていただきました。こちらのほうの答申をいただき、中学校3年生まで入院分の拡大はいいことだというふうなことから、急遽この6月定例会のほうに条例改正ということでご提案をさせていただきました。なおかつ、当然7月からの実施ですと、4月、5月、6月の方が除かれてしまいますので、4月にさかのぼって適用というふうなことでさせていただいたものでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

宮岡幸江委員 今、お話しになっていただいたのは、総括でもいろいろ説明がありましたところで、それは理解しているのですけれども、3年生の通院までの拡大ももう何年か前の審議会で段階的に拡大していきましようということで3年生までようやく来たなというのが一般市民の方たちの思いだと思うのです。それはよくわかるのですけれども、子ども医療基金もここでようやく4月に条例としてできたこともそうなのですが、特定防衛施設周辺整備調整交付金がソフト事業のほうに使えるということは、何というのかしら、計画的にはもっと去年の夏ぐらいとか秋ぐらいにはわかっていたのかどうかというか、今ここで改正することによって、事務処理に係る費用というのかしら、例えば先ほど言いました還付請求通知とか、これから申告書を送ったりすることですよね。そういうことも含めてやると、本来の医療費よりももっと事務費がかかると思うのですよね、さかのぼってやるということは。ですから、そういうことのないようにするためには、もっと早くにこれをやるべきだったのではないのかなって思わないわけでもないのですけれども、そこらあたりのことをどのようにお考えなのか。

福祉部参事兼児童福祉課長 先ほどの調整交付金の交付の関係でございしますが、当然年度途中で平成23年度、また平成24年度等のことし幾ら交付になりますよというような内示が防衛省のほうからございます。たまたま平成23年度もそうなのですけれども、12月に入りますと、大体2次交付ということで追加の交付がございまして。当然年が明けて1月、2月、3月ですと、ある程度の金額になりますので、それが使い切れないというふうなことから、それではその部分を子ども医療基金を設置して、そこに積み立てて、今後の増大する医療費のほうに充当し

ていこうではないかというようなことから、この基金を設置させていただいたわけでございます。確かに事務的な経費ですとか手間はかかろうかと思えますけれども、実際に幾ら調整交付金がいただけるのかが不明なものですから、なかなかその辺をスムーズに事務がとれないところがございます。

以上です。

宮岡治郎委員 対象者というのは多いわけですが、具体的な該当者というのはごくごく限られたお子さんだと思うのです。それで、考えてみますと、小学校、中学校の児童生徒で入院するお子さんというのは学校に通学していないわけですね。ですから、教育委員会で諮って、例えば、そのほかの理由で学校に通学なさらないお子さんもいる可能性はもちろんあるわけですが、入院であるから学校に通学していないのだという子どもさんだけを絞って、その方に対してこういうふうに申請できるのですよと、そういうふうに働きかけるという方法はないのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 確かに保護者のほうから、うちの子供は入院して学校休んでいますよというふうなことでお話があれば、学校サイドさんのほうも確認ができると思うのですが、その辺が個人情報というようなこともありまして、例えば病名ですとかそういったものがあるので、一概にその辺がなかなか学校さんでも把握できないところがあるのかなと思います。当然うちのほうで把握できないので、その辺につきましてはまた教育委員会のほうに確認のほうはさせていただきます、もしそういった情報が入るのであれば、今言ったようにそういった方にはなお一層親切にお話ができるのかなと思います。

宮岡治郎委員 ありがとうございます。

堤委員 けさいただいたこの資料の中の例題について、ちょっと見方によっては誤解もされるような表現というふうを感じる部分がありますけれども、ちょっとA、Bについて説明してもらえますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 それでは、お手元の資料の関係でございますが、このAパターン、下に支給可否のパターン表というのがございますが、これはあくまでも4月の診療分からということで適用になりますよということで、Aにつきましては、例えばゼロ歳から小学校3年生の方、当然この小学校3年生の方は4月になると新4年生というような形になります。ですから、ゼロ歳から小学校3年生の3月分については、当然これ該当になりますとともに、3月末から4月に4年生になる方につきましても、4月から4年生以上が入院の支給対象となりますので、この場合には3月分、4月分、また当然5月分、6月分といった形で該当になりますよというようなパターンがAでございます。

それから、Bのパターンにつきましては、4月に4年生以上になった方は、例えば4月以降が対象になりますよというような見方でございます。

以上です。

堤委員 今、説明した前提というのが、3月に入院をして、4月に退院した場合という、そういうケースをA、Bに分けて説明しているわけですよね。例えば、Bの入院時には中学3年生であった場合の子供も、4月になると卒業してしまうわけですよね。その辺の扱いがちょっと混同するのではないかと思うのですけれども。

福祉部参事兼児童福祉課長 当然、現在中学校3年生の方につきましては、この4月から来年の3月診療分まで子ども医療費の該当になります。当然中学校を卒業して、4月になった場合には、3月分まで、中学3年生の部分までは、3月診療分までは該当になりますので、4月以降に申請をいただければ、その部分は助成ができるというようなことになります。当然、現中学3年生の方は、この4月で高校生になってしまった場合には、この4月から子ども医療のほうには該当しないし、またこの3月の分も該当しないというようなことになります。

堤委員 その説明だと、このBの表現というのはちょっと誤解を招くのではないのでしょうか。入院時に中学生3年生の場合ということですよね。4月になると、もう卒業してしまうわけです。その人が4月分のみが支給対象となるという表現は、これは誤解を招きませんか。この例題で言えば、3月にまだ中学3年生のときに入院しますよね。翌月の4月はもう卒業ですから、その中学3年生も対象になるのかということです。

福祉部参事兼児童福祉課長 それは対象にはなりません。当然子ども医療費、この4月分から遡及適用ということで、4月診療の時点でゼロ歳から中学校3年生までの方は該当しますよと。ですから、もう4月に高校生になった方については該当をしないというような形で書かせてもらったのですけれども。

堤委員 その説明だといいのですけれども、例えばBのこの表現ですよね。入院時に小学校4年生から中学3年生の場合、これ2年生だったらわかりますよね。なぜ3年生まで、翌月に卒業してしまうのに対象になるのかということですよね。わかりますか。いいですか、この表現で。

委員長 いいですか。これ、要は3月の学齢が、この支給の可否パターン表を見ていただくと、Bのほうを見ていただくと、3月の学齢、小学校4年から中学3年生になっていますよね。これがバツですよね。もしこのまま4月の学齢というふうにスライドするのであれば、これ小学校5年から高校1年生相当になってしまうのです。要は、今のこの問題考えたときには、中学校2年生から3年生に上がるお子さんの問題を取り上げるべき可否パターン表だと思うのです。そうすると、3月の学齢のところが、小学校4年から中学2年生はバツと。この方が4月になって中学校3年生になった場合は、ここから適用されますよというパターン表になれば理解できるのですけれども、ちょっとここが、よろしいですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 ただいまのご指摘がありましたとおり、この表からいきますと、小学校

4年生から中学2年生の3月分についてはバツですよというような読み方で、4月以降につきましては小学校5年生以上中学3年生までは支給対象になりますよというような形で、口頭ではそのように私ども理解しているのですけれども、表を見ましたら確かにそのとおりだと思います。大変失礼しました。

堤委員 それと、A、Bの違いです。例えば、ゼロ歳から小学校3年生までは4月1日にさかのぼって支給対象になるわけですので、3月分についてもAについては支給しますよという、この辺の説明がなぜそうなのかということ具体的に説明してあげないと、よくわからないのではないですか。では、なぜ3年生までは3月分までオーケーなのだと、このA、Bの違いです。Aのほうが3月分までも支給対象としている理由は、こういう理由ですよということ説明してあげないとちょっと不公平感を感じる家庭も出てくるのではないのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 今、現状の子ども医療費のほうが入院分も通院分も小学校3年生まで助成させてもらいますよということで、お知らせですとか、課のほうのパンフレット、そういったものはご用意させていただいておりますので、現在の小学校3年生までの方にはPRのほうは行き届いているのかなというふうな解釈をしてございます。ですから、この4月1日以降の部分について明確にご説明の通知のほうは出させていたいただきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第40号 入間市子ども医療費の支給に関する条例及び入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のもの

委員長 議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、市民部所管のものについて市民部長より説明を求めます。

概要説明

市民部長 議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）の中から市民部所管のものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。なお、歳入歳出とも関連がございますので、これらを一括して説明申し上げます。

それでは、まず歳出からご説明申し上げます。平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）説明書の10ページから11ページをごらんいただきたいと存じます。

款2総務費、項1総務管理費、目12文化振興費の節19負担金補助及び交付金、市民文化事業補助金の100万円につきましては、新たに地域イベントを実施するための補助金として、みんなで創ろう・おどろうプロジェクト実行委員会に支出するものでございます。なお、この補助金の財源につきましては、説明書8ページから9ページをごらんいただきたいと存じます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入の財団法人地域社会振興財団交付金100万円の総額を充当するものでございます。この交付金は、財団法人地域活性化センターが財団法人地域社会振興財団交付金を活用して実施する平成24年度地域イベント助成事業に市民主体で実施するダンスイベントが採択されたことから、雑入として受け入れるものであり、財団法人地域活性化センターの定める実施要領に基づきまして、歳出についてはその全額を市民文化事業補助金としてイベントの実施主体であるみんなで創ろう・おどろうプロジェクト実行委員会に対して交付するものでございます。

以上で市民部所管の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡治郎委員 今の歳出です。その中の説明で、みんなで創ろう・おどろうプロジェクトですけれども、地域イベントというふうに承りましたけれども、これは入間市全体を見て入間市地域という意味ですか、それとも入間市の中を幾つかの地域に分けて、それぞれの地域の催しとい

うような意味なのでしょうか。

自治文化課長 ただいまのご質疑にお答えいたします。

こちらのイベントでございしますが、市民主体のダンスイベントということでお話し、ご相談をいただきました。その中で、この団体が考えているプロジェクト、そこで活動する範囲は、入間市全体ということで考えていると思います。こちらでは、既存のさまざまな舞踊の団体あるいは音楽の団体と連携をしながら、このイベントをつくっていきたいということで承っておりますので、今のご質疑に対しては、市内全域を対象とした事業を団体としては考えているというふうにお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

宮岡治郎委員 ありがとうございます。

小出委員 今のに関連してなのですけども、これグループがあるところ、市内のグループはどこでも挙手して参加できるというような形なのでしょうか。

自治文化課長 今回の団体ですが、今回、ご相談をいただきまして、ただいま活動されている団体、これはこれまで市内で活動実績のある各種団体、あるいは個人で実行委員会として今、組織をしてございます。このタイトルは、みんなで創ろう・おどろうプロジェクト実行委員会という名称でございしますが、現時点ではそういった団体の代表者を含めまして14名の実行委員ということで構成をされております。この実行委員会の活動趣旨として、ただいま申し上げましたように入間市独自のダンスのイベントをつくりまして、ダンスを創作して、振りつけをして、イベントをつくっていくと。その中で、さまざまな団体に呼びかけを行っていきたいということでございますので、1つには実行委員会としての参加、これはただいまの実行委員会の方のほうにアプローチをすればある意味可能だと思えますし、それでなくてもイベントのほうの参加のお呼びかけというのは、これから機会を通じて行っていくということでございますので、そういった動きの中での参加ということもできるかと思えます。

以上でございます。

小出委員 スケジュールとかの大ざっぱなことは、今どうなっているのでしょうか。

自治文化課長 ただいまその実行委員会と調整をして確認をしている内容でございますが、一応この7月15日号の市報でお呼びかけをしていきたいと。これは全市的にこのイベントの告知と、あるいは参加の呼びかけということでございます。それから、8月下旬には作曲、振りつけを終えたその成果としての新しいダンスをお披露目をする機会を持ってきたい、これをイベントと位置づけていると。これについては、現時点では市民体育館等を活用して行っていきたいということでございますので、そこで1つのイベントとして進めていく。それ以降は各地域の事業ですとかイベント、そういったものに活用を図れるようにしていきたいということでございます。なお、その8月のイベントに向けては、ダンスの啓発、普及というものを考えまして、さまざまな取り組みをしていきたいということでございます。

以上でございます。

宮岡幸江委員 歳入のほうで伺いたいのですけれども、これの財団から来た交付金というのに対して、市民に対する周知というのはあったのでしょうか。それとも、こういうふうな実行委員会ができたからこういうものがあるよと教えてあげたのか、どちらなのでしょう。

自治文化課長 ただいまのご質問なのですが、こちらのほうの助成金の関係、埼玉県のほうで地域活性化センターの事業の窓口ということになっています。埼玉県の担当のほうから市のほうに問い合わせがございまして、市のほうでお受けする、こちらのほうは企画課でお受けをしているものなのですが、それを各課に情報として流しておきまして、活用が図れるような案件があれば活用を図ってくださいというような周知をこちらのほうの事務レベルで行わせていただいています。今回のこの活用につきましては、この団体のほうから12月にこういったイベントを行いたい。それで、ひいては活用ができるような助成制度、市費によるものはなかなか今難しいということなので、市の財政に影響を与えないで活用ができる、公共的なもの以外に、例えば財団法人等だとか、あるいは企業が行っているようなものも含めて文化振興の視点からそういった助成金がないだろうかと相談をお受けいたしまして、そのとき、活用できる補助金として、その実行委員会のほうにご紹介させていただいて、今回活用を図るということになっております。

この全市的な周知につきましては、自治文化課のほうでは直接は行っておりませんので、ただいまご質問いただきましたように、その助成制度を広く周知をしているかという点では、それは現時点では行ってないというふうに認識しております。今後、こういった形で市民との協働事業ですとか文化振興を図る上では非常に有用なことです。例えば市民活動センターの事業等を利用して広めていくということは検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

宮岡幸江委員 ぜひとも自治文化課のほうの担当である市民活動センターもあることだし、市民との協働をやっている中で、やはりこういうものは多くの人たちが市のお金を使わないで何かできるということはとてもいいのかなと。そしてまた、市民団体もわからないのですよね、どういう助成金、交付金があるということは。だから、それをどこに聞きに行けばいいのと言っても、今、活動センターというのはなかなかそこまでやっていないように私は思うのですけれども、ぜひこういうものを窓口というのでしょうか、広く市民の人たちに広げていただけるような方法をとっていただけるとありがたいなと思います。

要望です。

自治文化課長 ただいま要望いただきましたので、私どもとしましても、従前から市民活動支援ということでそういった取り組みも進めておりますが、今後一層、もっとわかりやすい形で周知できるように努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

宮岡治郎委員 今の歳入で同じくですけども、名称が長寿社会づくりソフト事業費なのです。長寿社会というのですから、多少はご年配の方々を想定しているようなイベントに対する交付事業というふうな位置づけなのですか。

自治文化課長 ただいまのご質疑ですが、先ほど部長からもご説明をさせていただきましたように、この助成制度が2段階のものになってございます。もともと今お話をいただきました交付金、こちらのほうは財団法人地域社会振興財団交付金ということで、この地域社会振興財団がさまざまな事業に活用ができるように提供していただいているもの、それを財団法人地域活性化センター、こちらのほうで1つの地域活性化の事業として適用を図っているというようなものでございます。

こちらの地域活性化センターのほうの事業の目的といたしましては、市町村においてコミュニティが主体的に実施する地域イベント、こういったものに助成をしていこうと。ひいては、もともとの財源は宝くじでございますので、重ねてその宝くじの周知を図っていくというようなことを目的として地域活性化センターが実施するというところでございます。ですので、この地域イベント活性化事業以外のもので、もしかしたらこの交付金を活用するものの中には、長寿社会づくりに資するような事業に対する助成制度もあるかと思いますが、今回はその中の一つの地域活性化に焦点を当てた交付金、交付金というか、そのイベント助成事業を活用させていただいているということになってございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 ありがとうございます。

堤委員 この制度の活用というのは、これは単年度の事業ですか、それとも連続した支援が受けられるような内容なのでしょうか。

自治文化課長 今回、やはりこの制度をお受けして、私どものほうとしましても、団体に対して補助金交付を行っていくということですので、要綱整備等を行いました。その中での考え方なのですが、今回の活用につきましては、今回限りということで今のところ考えてございます。理由といたしましては、実際、このイベント事業というのが採択数が非常に少なく、埼玉県の中で、先ほど申しましたように調整を図られて、埼玉県全体で活性化センターに推薦できる案件も3件程度というふうに決められております。そういうことから、今後この採択というのは、なかなか連続して認められるようなものでもない、あるいは事業自体も今のところ聞き及んでございます事業がございませんので、今回はこういった形で、この地域活性化センターの助成事業を申請いたしまして採択をお受けしましたので、単年度の要綱を整備いたしまして対応を図る。今後、また同様な案件があれば、その都度また検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

堤委員 例えば、今回、サポートを受けるこの団体が、同じような事業を毎年繰り返していくためには、やはり今回受ける助成となるような裏づけが今後必要になってきますよね。そうなったときに、市との絡みというのはどういう状況になるのですか。

自治文化課長 やはりこの支援ということからは、非常に事業を継続させていくことは大切だと考えておりますが、今回、相談を受けた当初より、市に対して財政的な支援は求めないということでお話を始めさせていただいた経緯もございますので、財政的には積極的な支援を行うということは考えてございません。それなのに、なぜこの事業を申請したのかというと、やはりこのイベントの場合には、一番最初にダンス、音楽を作曲する。それから、振り付けをする。ここをプロの方にお願いをしたいと。音楽につきましては、入間市内在住の作曲家さん、それから振り付けについては、マスコミ等でも取り上げられている著名な振り付け師、それを活用したいということでございまして、そういったことも周知啓発の中で、一つのイベントの特徴として行っていきたいということでございましたので、立ち上げの費用としては若干のお金がかかる。それ以降は、やはりネットワークをつくりながら、人と人のつながりの中で広めていきたいということでございますので、市としましても今回のこの事業につきましては、ある程度後援的な位置づけで、例えば会場を確保するですとか、今言った周知についてご協力をするとか、そういった財政的な援助を伴わない部分で支援をしていきたいと。今後もこのイベント、今の段階では支援を求められれば、そういった形でのご支援は行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ市民部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて福祉部長より説明を求めます。

概要説明

福祉部長 議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち福祉部所管のものにつ

きまして概要を説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたします。補正予算説明書 8 ページ並びに 9 ページをお開きいただきたいと存じます。

款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 8 子ども医療基金繰入金、節01子ども医療基金繰入金 1,600万円の増額につきましては、子ども医療費の入院分の年齢拡大に伴い、その財源の一部として子ども医療基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。同じく補正予算説明書12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 7 子ども医療費、節20扶助費、これの増額につきましては、歳入でご説明いたしました子ども医療基金からの繰り入れた1,600万円を子ども医療費の入院分の年齢拡大に伴う財源の一部として充当するものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ福祉部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、教育総務部所管のものについて教育総務部長より説明を求めます。

概要説明

教育総務部長 議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）につきまして教育総務部所管の歳入はなく、歳出のみでございます。つきましては、歳出の概要説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書の18ページから19ページをお開きください。款10教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、大事業、教育支援事業、中・小事業、学校教育支援事業135万 6,000円の増額は、埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、教育研究所に I C T 支援員 1 名を配置し、小・中学校でコンピュータを使用する業務の支援等を行い、教職員のスキルアップを含めた指導力の向上を図るものでございます。

次に、目 3 教育研究所費、大事業、教育研究所改修工事67万3,000円の増額は、幼児期に

おける発達障害または、その疑いのある子供への支援といたしまして、教育研究所に設置されている幼児の通級指導教室の活動場所が狭隘になったため、第4研究室を改修し、活動場所とするものでございます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費、大事業、小学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費437万5,000円の増額につきましては、埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用し、小学校施設の中・低木の剪定と側溝の清掃などの美化事業を行うためのものでございます。

その下の大事業、施設整備事業107万1,000円の増額は、西武小学校及び藤沢北小学校に通級指導教室を設置し、教育環境の整備を図るためのものでございます。

最後に、項3中学校費、目1学校管理費、大事業、中学校管理運営費、中事業、管理費、小事業、維持管理費312万3,000円の増額と、項4幼稚園費、目1幼稚園費、大事業、幼稚園管理運営費、中小事業、維持管理費13万6,000円の増額は、小学校と同様、中学校施設及び幼稚園施設の美化事業を行うためのものでございます。なお、埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用したICT支援員配置事業並びに美化事業についての歳入につきましては、商工課において一括して受け入れるものでございます。

以上で教育総務部所管の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

安道委員 それでは、教育研究所改修工事で幼児教育の通級指導の件ですけれども、狭くなったので改修というふうなことのようですが、現状どのようにここは活用されているのか、また対象となるお子さんの人数、ふえているというふうな傾向なのだと思いますけれども、この現状がどのようになっているのか、また指導体制はどのようになっているのか、現状についてお願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 ただいまのご質疑でございますが、まず1点目としまして、現在は第4研究室、主に教職員の会議等で利用しているわけなのですが、現在のところ利用回数も少なく、改修をしても大きな影響はないということが今の現状でございます。

続きまして、幼児の通級指導にかかわる実態でございますが、今現在、19名の幼児がこの通級指導教室に参加するという状況でございますが、今年度およそ30名ぐらいを予定をしております。4月当初ですと4名だったわけなのですが、それがもう既に19名ということでふえております。そういう中でも、やはり場所が手狭になってきたということで改修のほうをさせていただければというふうに思っております。

なお、さらに幼児期のお子さんを巡回等で見させていただいた中でいきますと、200名を超える発達障害的あるいは疑いのあるお子さんが見受けられるというところでございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、これまでそういうふうにかかわってくるというふうなことで、交流がふえたということで、またそういった現状もつかめるようになってきたのだと思うのですが、そうしますと、これだけふえてくる見込みですと、指導体制、職員の確保という点ではどのようになっていますでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 この指導につきましては、子ども未来室事業の中で今、検討をしております。いずれにしましても、指導する職員につきましても、今後、増員をしなければ対応のほうは難しくなっていくかなというふうに思っております。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、現状何人で、今後どのぐらいを確保したいという見込みなのか、また専門職の方はどうなっているのか、その辺のところ具体的をお願いします。

教育総務部参事兼学校教育課長 では、担当のまず学校教育課の岩田主幹より答弁のほうをさせますので、よろしくをお願いします。

学校教育課主幹 今現在の指導体制なのですけれども、2名の指導員で、1日5時間の指導員2名つけて指導に当たっております。今後の指導員の今の職種等につきましては、先ほど参事が申し上げたとおり、子ども未来室事業の計画の中であわせて検討しているところでございます。以上です。

安道委員 そうしますと、なかなか難しいけれども、職員を確保する方向で市のほうには要望しているというふうに認識してよろしいのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのように要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

宮岡治郎委員 同じく通級指導教室ですけれども、活動場所が狭隘なためということで、このたび第4研究室を活用するようですけれども、今現在は活動場所というのは学校の空き教室か何か使っているのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 今現在は、教育研究所内の別の場所で活動のほうをしております。

宮岡治郎委員 産業文化センターのレストランの上の部屋が第4研究室だと聞いているのですけれども、そこですか。レストラン……。

〔(図書館……) と言う人あり〕

宮岡治郎委員 いや、出っ張っているところがありますよね、2階で。

教育総務部参事兼学校教育課長 第4研究室は、今お話しのとおりでございます。

宮岡治郎委員 ということは、あそこが幼児の通級指導教室の今後の活動場所になるわけですね。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのところを全部ではなく、一部なのですが、予定しております。

宮岡治郎委員 その一部を使って、1対1で相対で、そこで指導するという、そういう形ですか。

教育総務部参事兼学校教育課長 1対1も含めまして、あとグループに分けたりということで活動等もさせていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

宮岡治郎委員 ということは、グループに分けるということもあって、そのために今現在よりも第4研究室の一部改造した部分のほうが広いということですね。

教育総務部参事兼学校教育課長 そのとおりでございます。できるだけ用地でございますので、安全性等も考えまして、より広く、そして子供たちが活動するのに安全という面で改修のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

宮岡治郎委員 ありがとうございます。

小島委員 ちょっと戻ってしまうところもあると思うのですが、2名の方が今、指導員として現在活動しているということですが、この指導員の方ってどういう資格を持っていらっしゃるのか、わかればお教えいただきたいのですけれども。

教育総務部参事兼学校教育課長 保育士、それからもしくは幼稚園教諭というところでございます。

堤委員 子ども未来室事業の中での取り組みということで、先ほど各学校の状況を見ると、200名程度の要するに通級の対象と見られるような児童がいるということなのですけれども、将来的にはこれは拡大傾向になりますよね。恐らく今回、第4研究室を一時的に活用するような計画ですけれども、またここも手狭になるようなそういう状況というのは将来的にはどうなのでしょう。

教育総務部参事兼学校教育課長 まず、1点目でございますが、先ほど私が約200名を超えるというふうにお話ししたのは、幼児ということでございまして、いわゆる小学校に上がる前のお子さんたちということで、幼稚園、保育所、保育園等を巡回した中で、疑いのある子供たちというところで先ほどの数を述べさせていただきました。今後のこととしましては、その200名を超える子供たちがすべてというのはなかなか難しいところがあります。やはり保護者の意見等も聞きながらということでございますので、すべてこちらの通級教室ということではないのですが、いずれにしましても今後、ふえる傾向にはあるかなというふうに思っております。その辺はまた子ども未来室事業の中でそのことも頭に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

堤委員 そういった乳幼児の状況把握というのは、専門的な立場から見てそういう疑いがあるということですから、むしろ保護者としてみればそういった見地を十分に理解してもらって、なるべく早い段階で一般的に学校生活になじめるようなそういう働きかけというのは必要ですよ。保護者の意見も当然大事ですけれども、それをある意味では説得するようなそういう

指導性がないとまずいと思うのです。そういった状況を考えると、一度に200名を対象にするかどうかは別として、将来的にはやっぱり拡大をしていかなければならない、そういう方向性にあることは間違いないと思うのです。そういった場合に、例えば児童館の活用なんていうものにはどういう見解を持っているのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 では、学校教育課の岩田主幹のほうから申し上げます。

学校教育課主幹 今回の堤委員さんのご質疑についてなのですが、確かに子供の数、対象者の数、ふえる見込みということで今回改修ということをお願いしております。ですから、今後もふえるであろうこういう部分は当然視野に入れて検討しているところでございます。その中で、今、お話を受けました児童館、そういうようなものは近隣の施設でございますので、またそういう部分も検討の中には加えるような方向でも考えていければというふうには思っております。ただ、現時点ではそこをというような視野での検討は行っていないのが現状でございます。

以上です。

安道委員 ほかなのですけれども、整備事業のほうで小学校2校、西武小学校と藤沢北小学校に通級指導教室を確保したというふうなことで、教員の加配ができたというふうなことがありました。この西武小と藤沢北小学校にこの通級指導教室が置かれて、市内全域の小学校でこの通級指導教室はどのように今現状なっているのか。

教育総務部参事兼教育総務課長 現在、何校設置されているかということのご質疑かと思えます。平成23年度に小学校4校、これは豊岡小学校、金子小学校、藤沢南小学校、仏子小学校、そして中学校1校、東町中学校が設置されております。また、平成24年3月議会で補正予算をいただきまして、小学校2校、扇小学校と藤沢小学校を認めていただいたということで、平成24年4月1日現在では小学校は6校、それから中学校1校というのが現状でございます。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、今回、さらに小学校2校加わるというふうなことで、今後、やはりこういうふういきちんと確保していくということが課題かと思えますけれども、この見通しはどうでしょうか、今後の拡充について。

教育総務部参事兼教育総務課長 先ほど学校教育課長のほうから、子ども未来室事業の関係のご説明がありましたけれども、そういった事業計画の中で一応平成25年度に小学校2校、中学校1校の3校、平成26年度に中学校1校、そして平成27年度に中学校1校、合計5校を設置を予定しております。

安道委員 計画というふうな形ですけれども、現場サイドからは、いや、うちも必要だよというふうなそういった声というのは現状としてあるのでしょうか。その現場サイドの声と整備についてはどうなっているのか。

教育総務部参事兼学校教育課長 通級指導教室の設置につきましては、特に小学校等からは要望等もありまして、それにできるだけ対応するというので先ほどの教育総務課長よりありましたような計画のほうを今進めさせていただいております。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、あわせて指導体制を充実させていく、あとは連携していくというふうなことが課題かと思えますけれども、その点はどのようになっていますでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 その辺につきましても、先ほど申し上げましたように、子ども未来室事業の全体計画等を今検討しているところでございます。そういう中で指導体制、どういう職員を配置したらいいかということにつきましても、今検討している進めておるところでございます。

以上でございます。

宮岡幸江委員 小学校、中学校、幼稚園の維持管理費についてなのですけれども、これ各3つとも委託になっていると思うのですけれども、この委託先というのは同じなのでしょうか。

教育総務部参事兼教育総務課長 委託先は、入間シルバー人材センターでございます。同じでございます。

宮岡幸江委員 はい、それは了解しました。

そして、もう一つ、先ほどから出ていました教育研究所改修工事のほうの金額は、大したというか、約67万円ですけれども、先ほど来からお話がありました、これから先に幼児のほうの、子供たちの発達障害ということがとても心配される中で、子ども未来室と、それから健康福祉センターなりの共同というか、協力というか、これからのどういうふうに行っていかのか、多分発達障害については健康福祉センターのほうでも元気キッズ等がありましてやっているといると思うのです。ここが狭くなって、あの中での建物の中でいつぞや見に行ったときに、砂場等が建物の中に、全く外気が入らないで、ここで遊ばせていいのかなみたいなものも、窓あければ入るのかもしれないのですけれども、発達障害の子たちを対象であるならばこそ、やっぱりもうちょっと環境整備というのは必要で、そういうときにこそ、隣の児童館もあるかもしれないですけれども、健康福祉センター等との連携をして、よりよい環境づくりというのはこれから求められるのではないかと思うのですけれども、そのあたりのことはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長 他の部署との連携ということでございますが、今お話がありましたように、健康福祉センター等も実際に元気キッズの様子を見たりとかいうようなことをしまして、その連携も含めまして、今、子ども未来室事業のほうを進めております。いずれにしても、そういったいろいろな他の部署との連携は欠かせないところでございますので、それを念頭に置いております。

以上でございます。

宮岡幸江委員　すぐには連携というのは難しいので、徐々にある施設を改良して使っていくのかなと思うのですけれども、現実的にはどの辺からの具体的に連携をしていきたいというふうな計画なのでしょうか。

教育総務部参事兼学校教育課長　それでは、岩田主幹のほうからちょっと答弁させますので、よろしくをお願いします。

学校教育課主幹　済みません。今の宮岡委員の関係で、連携の状況について説明をさせていただきます。現時点では、施設面の連携ではまだ取り組んではいないのですけれども、こういう表現が適切かどうかかわからないのですけれども、状態が比較的重いお子さんについては元気キッズ、例えばボーダーラインにある、疑いのある、このレベルの子は通級指導教室、このような形の住み分け等については既に話し合いを行って、双方で例えばうまく住み分けができるような、そのような形でのソフト面の連携というのは既に行っております。ハード面について施設的な部分での連携というのはまだなのですけれども、当然委員さんのおっしゃるように、これからまたワンステップというような形で進んでいければというような形で考えているところでございます。

以上です。

宮岡治郎委員　緊急雇用の一つとして学校教育支援事業、具体的にはICT支援員派遣事業というようですけれども、1名ですか、これはICTというのはどういう意味ですか。

教育総務部参事兼学校教育課長　ICT支援員につきましては、教育研究所に配置をいたしまして、そして入間市内27校の小中学校及び、それから教育研究所におけるコンピュータに関しての支援を行うことで、今、各学校等で校務用パソコンがありますので、それを使いまして円滑な学校運営を行い、さらに教職員の校務用パソコンを使つての指導あるいはスキルアップ等を目指して、その支援をしてもらう。具体的には、そのコンピュータの操作技術の支援等を積極的に行ってもらっております。

以上でございます。

宮岡治郎委員　一定の専門的な知識のあるお方が来るような感じですがけれども、緊急雇用事業ですから、例えば臨時の方です。そうなりますと、例えばその方に任せてしまって、ある程度周りの方が依存してしまうと、その方がいなくなったときに、後で支障を来すということがあってはいけないと思うのですけれども、その辺は、ほかの周りの方も技能というか技術を習得するので、それは大丈夫なのですか。

教育総務部参事兼学校教育課長　来年度以降につきましては、ちょっとわからないのですが、いずれにしてもそういうふうに今年度支援していただいて、できるだけ教職員が操作面等でスキルアップができるようにというところで今年度進めていけたらなというふうに思っております。

ます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ教育総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で教育総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。各所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時13分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、生涯学習部所管のものについて生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち生涯学習部所管のものにつきまして、概要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。18ページの下段から21ページの上段をごらんいただきたいと思います。

款10教育費、項5社会教育費、目6博物館費、大事業、博物館運営事業、中事業、資料等整備事業の補正945万1,000円の増額は、埼玉県からの100パーセント補助事業であります埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業の対象事業として実施します博物館の写真資料デジタルデータ化事業でございます。この事業は、地域の貴重な歴史的記録である博物館所蔵の写真を良好な状態で保存し、より一層の有効活用を図るため、写真フィルム等を高画質のスキヤナーで呼び込み、インデックスを付し、検索・閲覧が容易にできるようにデータベース化するものでございます。具体的には、入間市広報広聴課より依頼されました市制施行以前からの広報用の写真、市内景観とか事業記録等のネガフィルム、こちらが約15万こまございます。そして、市民から寄贈されました大正から昭和初期のネガフィルム等、こちらが約6万こまございます。そちらが対象となります。

委託料の935万1,000円についてでございますけれども、取り扱うフィルムの量がただいま申したとおり膨大ではありますけれども、ある程度の技能を有する作業員であれば定期的に作業をすることが可能であるため、新規雇用の失業者を雇用できます。一方で画像クリエーターのファイル形式、規格、保存方法等についての専門業者のノウハウが必要であることか

ら、専門性と実績があり、また人材派遣業務のできる業者に当該業務を委託するものでございます。

また、需用費の10万円につきましては、デジタルデータ化に伴う事務費といたしまして写真フィルム等の専用保存容器、ファイル、バックアップ用メディア等の消耗品を購入するものでございます。

なお、歳入につきましては、環境経済部商工課の所管として県の補助金ということで、所管は環境経済部でございます。なお、この事業によりまして効果といたしましては、劣化の著しい写真フィルムの貴重な画像情報が長期間保存可能となるほか、書籍、テレビ番組への写真掲載等の資料特別利用に際しましても、速やかな情報提供が可能となります。

以上で生涯学習部が所管いたします補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

宮岡幸江委員 今、説明の中で、専門的なことができる方が派遣できる業者と言われたのですが、委託業者というのはどちらなのでしょう。

博物館副館長 現在、何社かございまして、狭山市等の実績もございまして、そちらのほうの業者を参考に選定していきたいというふうに思っております。

以上です。

宮岡幸江委員 この間の総括のときの説明で、人員的には8名というふうなことを言われたかと思うのですが、今お聞きしますと結構な量がございまして、8名で何日ぐらいを予定しているのでしょうか。

博物館副館長 8名で、事業自体は10月から始まりまして、雇用のほうが11月から2月いっぱい4カ月でございます。

以上です。

〔(日数) と言う人あり〕

博物館副館長 日数ですと、約480人日ということになります。延べ日数で勤務日を出しまして、いわゆる1日1人として480日分ということでございます。

宮岡幸江委員 つまり1日1人ではなくてということの計算でよろしいですね。結構です。

宮岡治郎委員 今の資料等整備事業ですが、ファイルして、検索して閲覧が容易になるように分類していると思うのですが、そういったものというのは、例えば市民の方がいつものところの地域とか特定したときに、職員の方が、では調べてみますと、それがあつかどうか確認するという作業にも活用できるものですか。

博物館副館長 おっしゃるとおり、十分に活用できると思います。今までは現物を見ながらのめぐりながらの作業が検索できるということになりますので、大分迅速化できるというふうに考え

ております。

宮岡治郎委員 それから、ついでに何うのですけれども、あそこに視聴覚室みたいなのが、映像室、ディスプレイが置いてある。あれで一般の来館者の方が、さっき15万こまだと聞いたが、全部ということはないにしても、ある程度代表的なものはみずから操作してアクセスできるような、そういうことというのは今後考えられるのですか。

博物館副館長 著作権等いろいろクリアできるものについては、そちらのほうでも検索可能なようにしていきたいというふうに思っております。

安道委員 今のと関連してなのですけれども、今後、有効な活用を図っていきたいというふうなことで出されていますけれども、今後の活用方法はこういったことを検討されているのか、その点お願いします。

博物館副館長 本事業において効果等考えられますのが、活用という意味で、まず地域の貴重な資料の保存ということで、やはり現物では劣化が進みますので、こちらのほうが確実に保存していけるというようなことで、保険的にもかなり安全な保存ができるということがあります。

それから、画像等を公開する場合の、今もちょっと申し上げましたけれども、検索等容易になりますので、そういった意味では皆様方が利用したいといったときには、そういったことが容易に利用しやすくなるということになると思います。

それから、もちろん資料の特別資料ですとか書籍、テレビ等への掲載等の依頼、案内があったときにも、こういった画像がということでの紹介も速やかにできるようになります。

それから、先ほど保険的と申しましたけれども、災害時、非常時などにも一部ほかにもありますので、安全に保管できる可能性については高くなるというふうに考えております。

以上でございます。

安道委員 先ほどもありましたけれども、市民がより身近に活用できるようなことをやっぱり工夫していただくと、より入間市が身近になり、歴史も知ることができるというふうなことでいうと、子供たちの教育活動などにも有効利用が可能かと思えますけれども、その辺はどうなのでしょう。

博物館副館長 画像処理というか、データベース化したものはホームページ等も踏まえましてできる限り公開していくという方向でおりますので、そういった意味ではお子様方ですとか皆様方の利用も便利になるというふうに考えております。

生涯学習部副参事（博物館学芸担当） あわせまして、今のご質問にお答えしたいと思います。

この写真のデータ等を例えば学校の授業のほうで活用が幅広くできるのではないかとということで、データを貸して、それで学校授業の中で生かしていく。それから、あと学校の記念誌を作成するときに、過去に金子中学校の創立の関係の記念誌を作成する上で、当館のほうの所蔵のアルバムの中から、膨大なアルバムから何日もかけて抽出して、それを記念誌のほ

うに載せたというような経緯がありますので、そういうふうな記念誌をつくったり、それから会社等のそういうふうな記念誌をつくったりとか、それから各婦人団体さんとかいろいろなところの活動のあかしを、そういうふうなものを記念誌の中に収録したいとなると、当館のほうの大正時代から昭和、それから平成の時代の膨大なこういう写真情報というのが非常に有効に記念誌の中に収録されるのではないかということで、等々幅広い活用が望めるのではないかなというふうに思っています。

以上でございます。

宮岡治郎委員 この事業は、全体としては、つまり保存ということと同時に、分類、整理がされて、そこを特定の目的を持った人が見るときに、非常に効率性が上がると、そういうふうに理解していいのですか。

博物館副館長 はい、そのとおりでございます。

宮岡幸江委員 ということは、今、確認ですけれども、保存だけではなくて、有効活用というふうに書いてありますけれども、これは分類もしっかり今後はできていくということですか。そこまではやらないのでしょうか。

博物館副館長 写真等につきましては、分類とかがなかなか難しいので、その見出し等キーワードによって検索をしていくというような形で効率を図っていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前11時27分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 永 澤 美恵子